

第1回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

- ・新株予約権等の状況
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日（注）1		2024年3月27日
新株予約権の数		537 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 53,700 株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 144,500 円 (1株当たり 1,445 円)
権利行使期間		2026年4月12日から 2034年3月27日まで
行使の条件		(注) 3
役員 保有 状況 (注) 2	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 537 個 目的となる株式数 53,700 株 保有者数 3 名

(注) 1. 決議年月日は、2025年7月1日を効力発生日とする株式移転により当社の完全子会社となった株式会社エージェント・インシュアランス・グループにおいて、本新株予約権を発行した際の取締役会決議日であります。

2. 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与しておりません。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	当 連 結 会 計 年 度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (千円)	非監査業務に 基づく報酬 (千円)
提出会社	16,800千円	—
連結子会社	30,025	—
計	46,825	—

- (注) 1. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、原則として月1回開催される取締役会において、当社における重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役の報酬や候補者の指名等については、取締役及び独立性を有する社外役員である委員3名以上で構成される指名・報酬委員会における助言・提言を得ることで、経営の客観性・透明性を確保する。
 - ロ. 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤となる「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
 - ハ. 使用人を含む全ての役職員が、職務を遂行するに当たり「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を遵守し、また「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に違反する行為を未然に防ぎ、是正するため、内部通報窓口を利用できる体制を整備している。
 - ニ. 定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令、定款及び各種規程の遵守ならびに浸透を図る。遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
 - ホ. 適切なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 事業活動に際し当社全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
 - ロ. 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、各取締役の職務分掌権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
 - ハ. 職務執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、「取締役会規則」に基づく組織機構の変更を行うことができる。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、重要事項について当社へ報告し承認を求めさせるとともに、当社と定期的に経営管理情報、危機管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を整備させる。
 - ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社で策定した「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の適用範囲に基づき、子会社におけるリスク管理体制を構築し、その有効性について定期的にレビューを行う。
 - ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対し、連結ベースにて経営計画を策定させ、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。

二. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に対し、職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。また、子会社の業務活動全般も当社の内部監査部による内部監査の対象とする。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。

また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と取締役会が協議のうえ、補助する使用人を置く。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織とする。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び人事考課については事前に監査等委員会の意見を聴取し、同意を得るなどの方法により、業務執行者からの独立性を確保するものとする。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に従い、職務を遂行し、適切な監査が行われるよう努める。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

また、当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

当社は、本項目に定める報告等が行われたことを理由として、当該報告等を行った者をいかなる意味においても不利益に取り扱わないものとする。

⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要と認める費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、必要に応じて、重要な会議に出席することにより、当社の財務状態、事業の状況、法令遵守状況等を自ら確認することができる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 適正な財務報告を確保するため、信頼性のある財務諸表の作成に必要な組織の構築及び人材の確保・配置を行う。

ロ. 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減させるため、権限及び職務分掌の明確化ならびに関連規程及び関連マニュアル等の整備に取り組む。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- イ. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み、コンプライアンス体制

当事業年度は、主要な事業子会社である株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループにおいてリスク・コンプライアンス委員会を隔月開催するとともに、当事業年度は当社グループの社員を対象にして、法令遵守に向けた研修を実施いたしました。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定して意識向上を図るとともに、他者を介在せず、匿名で通報できる体制として「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反の未然防止にも努めております。

②リスク管理体制、リスク管理に関する取り組み

主要な事業子会社である株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループにおいてリスク・コンプライアンス委員会を隔月開催し、当社グループの様々なリスクについて分析・対応を検討するとともに、予見される各リスクに対して、予め定められた各担当部署がそれぞれリスク低減に努めてまいりました。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定して業務上でのリスク対応方法を明確にし、グループ全体のリスクマネジメント体制の強化を図っております。

③子会社における業務の適正の確保

「関係会社管理規程」を制定のうえ運用し、子会社における業務の適正を確保する仕組みを定めております。また、「内部監査規程」に基づき、当事業年度は内部監査部における子会社への監査を2社に対し実施いたしました。定期的な内部監査並びに継続的な業務改善指導を行いつつ、監査等委員監査と連携することにより、法令・定款並びに社内規則遵守の更なる運用徹底を図っております。

④監査等委員監査の実効性確保、監査等委員の管理体制

当事業年度は、監査等委員会を6回開催し、取締役会での審議内容につき検証いたしました。当社は2025年7月1日に単独株式移転により設立されたため、開催回数は同日以降、当事業年度末までに開催された回数を記載しております。また、監査等委員・内部監査部と会計監査人との会合を、四半期毎に開催いたしました。監査等委員はそれぞれ外部機関から情報収集に努めるとともに、常勤監査等委員は子会社の監査役を兼務するなど、グループ内業務監査の実効性確保に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	336,364	245,848	656,481	△212	1,238,482
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	347,846	347,846			695,693
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,754		9,754
株式移転による変動	△286,364	663,514	△377,149		－
自己株式の消却			△212	212	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	61,481	1,011,360	△367,606	212	705,447
当 期 末 残 高	397,846	1,257,209	288,874	－	1,943,930

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	206	42,383	42,590	27,503	1,308,575
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					695,693
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					9,754
株式移転による変動					－
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	56	△2,001	△1,944	36,257	34,313
当 期 変 動 額 合 計	56	△2,001	△1,944	36,257	739,761
当 期 末 残 高	262	40,382	40,645	63,761	2,048,337

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社は、2025年7月1日に単独株式移転により株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループの完全親会社として設立されました。当連結会計年度は株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループの連結計算書類を引き継いで作成しております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称
 - 株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ
 - ファイナンシャル・ジャパン株式会社
 - 株式会社保険ショップエーエージェント
 - Agent America, Inc.
 - 株式会社コスモアビリティ

当連結会計年度より、新たに株式を取得した株式会社コスモアビリティを連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、ファイナンシャル・ジャパン株式会社は10月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上の必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、2025年2月28日をみなし取得日として連結子会社化しました株式会社コスモアビリティは、当連結会計年度より12月末日に決算期を変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2025年3月1日から2025年12月31日までの10ヶ月間を連結しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	2～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

a. ソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

b. 顧客関連資産

国内連結子会社が中小保険代理店の事業承継の際に中小保険代理店が管理する保険契約に係る保険代理店としての地位を一括で承継することにより取得した顧客関連資産については、その対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（9年～15年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間の均等償却を行っております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは主に保険代理店事業を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、すなわち、保険会社との契約における当社グループの履行義務を保険契約の取次を行う義務と取り次いだ保険契約の保全を行う義務として識別した上で、それぞれが充足されたと認められる時点で収益を認識しております。

これにより、代理店手数料売上高は顧客との契約における履行義務が充足した契約から獲得される代理店手数料の金額を営業収益として計上しております。なお、保険契約の解約等に伴い発生すると見込まれる代理店手数料の予想返金額については営業収益から控除し、代理店手数料返金負債を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内連結子会社は、確定拠出年金制度を導入しております。退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ⑧ のれんの償却方法及び償却期間
 のれんについては、15年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	金額 (千円)
のれん (ファイナンシャル・ジャパン株式会社)	805,247

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該のれんは、ファイナンシャル・ジャパン株式会社を取得した際に生じたものであり、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の事業計画を基礎として決定された株式の取得価額と取得時のファイナンシャル・ジャパン株式会社の純資産の差額を超過収益力として連結貸借対照表に計上しております。

のれんについては、株式取得時に策定した事業計画の達成状況等を評価することにより減損の兆候を把握しており、当連結会計年度において、ファイナンシャル・ジャパン株式会社ののれんについて減損の兆候が認められたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画は、代理店手数料売上高の成長率や営業利益率の改善を主要な仮定として含んでおります。

当該見積りについては将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	86,208千円
有形固定資産の減損損失累計額	460千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,323,000	557,000	152	2,879,848
合計	2,323,000	557,000	152	2,879,848

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加557,000株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務提携等に関連する株式であり、市場価格及び実質価額の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、従業員に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や企業買収等に係る資金調達を目的としたものであります。このうち、一部は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権・長期貸付金・敷金及び保証金について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的に確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況を把握することにより管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経営管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち28.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券	460	460	—
(2) 長期貸付金（1年内返済予定のものを含む）	1,609	1,602	△7
(3) 敷金及び保証金	120,347	118,156	△2,191
資産計	122,417	120,218	△2,199
(1) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	1,246,106	1,246,106	—
(2) リース債務（1年内返済予定のものを含む）	10,837	10,837	—
負債計	1,256,943	1,256,943	—

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業未払金、預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0
出資金	31

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	460	—	—	460
資産計	460	—	—	460

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内返済予定のものを含む)	—	1,602	—	1,602
敷金及び保証金	—	118,156	—	118,156
資産計	—	119,758	—	119,758
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	—	1,246,106	—	1,246,106
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	—	10,837	—	10,837
負債計	—	1,256,943	—	1,256,943

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることからレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金 (1年内返済予定のものを含む)

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

リース債務（1年内返済予定のものを含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

当社グループは主に保険代理店事業を行っており、保険会社との契約における保険契約の取次を行うこと及び取り次いだ保険契約の保全を行うことを履行義務として識別しており、それぞれが充足されたと認められる時点で収益を認識しております。それぞれの履行義務は、保険会社はその便益を享受した時点で充足されます。具体的には、毎月、原則として、保険会社からの入金を確認した上で、保険会社から受領する代理店手数料の明細を基に代理店手数料売上高を計上しております。ただし、入金を確認出来ない場合には、保険会社から受領する代理店手数料の金額の通知を基に代理店手数料売上高を計上しております。なお、保険代理店事業から生じる収益の内訳は、国内事業12,612,184千円、海外事業330,770千円となります。

7. 企業結合等に関する注記

（共通支配下の取引等）

単独株式移転による持株会社の設立

1. 取引の概要

（1）結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式移転完全子会社 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（保険代理店事業）

（2）企業結合日

2025年7月1日

（3）企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社の設立

（4）結合後企業の名称

株式移転完全親会社 株式会社エージェント I Gホールディングス

（5）その他取引の概要に関する事項

当社は、グループ経営機能に特化し経営資源の最適化や機能強化を図る一方で、事業会社は各社の機能に応じたビジネスを展開するとともに、今後はより機動的かつ戦略的にM&A及び事業承継を行い、迅速な意思決定のもと持続的成長と企業価値向上を実現できる企業体制へと進化を遂げることを目指して設立されました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

グループ組織再編（簡易吸収分割）

1. 取引の概要

（1）吸収分割の目的

当社グループは、2025年7月1日に持株会社体制へ移行し、持株会社である当社はグループ経営機能に特化し経営資源の最適化や機能強化を図る一方で、事業会社は各社の機能に応じたビジネスを展開するとともに、今後はより機動的かつ戦略的にM&A及び事業承継を行い、迅速な意思決定のもと持続的成長と企業価値向上を実現できる企業体制へと進化を遂げることを目指しております。その取り組みの一環として、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループに属する関係会社管理事業及び財務管理事業並びにこれらに付随する事業に属する権利義務について、当社への吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方式により、承継することといたしました。

（2）本吸収分割の要旨

① 本吸収分割の日程

本吸収分割承認取締役会 2025年8月14日

本吸収分割契約締結 2025年8月14日

本吸収分割効力発生日 2025年10月1日

（注）本吸収分割は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループにおいては会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、両社いずれにおいても、吸収分割契約承認のための株主総会は開催しておりません。

② 本吸収分割の方式

当社を承継会社、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループを分割会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

③ 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、当社の完全子会社との吸収分割であるため、当社は、本吸収分割に際して、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループに対して株式その他の金銭等の割当ては行っておりません。

④ 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤ 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

当社は、本吸収分割に際して、資産等を承継します。なお、当社による債務の承継は主に免責的債務引受の方法によるものとします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	689円13銭
1株当たり当期純利益	4円12銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	347,846	347,846		347,846			695,693	
株式移転による増加	50,000	12,500	896,862	909,362			959,362	
当 期 純 損 失					△38,776	△38,776	△38,776	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	397,846	360,346	896,862	1,257,209	△38,776	△38,776	1,616,279	
当 期 末 残 高	397,846	360,346	896,862	1,257,209	△38,776	△38,776	1,616,279	

	新 予 約 株 権	純 資 産 計 合 計
当 期 首 残 高	-	-
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		695,693
株式移転による増加	45,691	1,005,054
当 期 純 損 失		△38,776
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18,069	18,069
当 期 変 動 額 合 計	63,761	1,680,040
当 期 末 残 高	63,761	1,680,040

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間の均等償却を行っております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営支援料であります。

経営支援料については、子会社との契約に基づき、継続的な経営支援の提供を履行義務としており、時の経過につれて充足されることから、契約期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額 (千円)
関係会社株式 (ファイナンシャル・ジャパン株式会社)	1,004,911

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式であるファイナンシャル・ジャパン株式会社の株式は市場価格のない株式等であり、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の事業計画を基礎として決定された株式の取得価額をもって貸借対照表計上額としております。

当該株式の超過収益力を含む実質価額が取得価額と比べて著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合に減損処理を行うこととしております。

当事業年度においては、当該株式の超過収益力を含む実質価額が著しく低下していないため、減損損失を認識しておりません。

超過収益力は将来キャッシュ・フローに基づいて算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画は、代理店手数料売上高の成長率や営業利益率の改善を主要な仮定として含んでおります。

当該見積りについては将来の不確実な経済環境の変動等の影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

112,504千円

短期金銭債務

2,204千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

95,255千円

営業取引以外の取引による取引高

283千円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	726千円
繰越欠損金	8,448千円
繰延税金資産合計	9,175千円

(注) 「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、当社は「防衛特別法人税」を考慮した法定実効税率を用いて繰延税金資産を計上しております。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	松井証券株式会社	(被所有) 直接 27.4	資本業務提携	第三者割当増資 (注)	695,693	-	-

(注) 第三者割当増資については、当社の行った第三者割当増資を1株につき1,249円で引き受けたものです。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社エージェンツ・インシュアランス・グループ	(所有) 直接 100.0	役員の兼任、従業員の兼務・出向、経営支援等	資金の貸付 (注) 1	150,000	短期貸付金	112,500
				貸付金の回収	37,500		
				利息の受取 (注) 1	283	流動資産の その他(未収収益)	4
				経営支援料の受取 (注) 2	65,613	-	-
				管理業務等の委託 費用等の支払 (注) 3	5,778	未払金	1,059
				吸収分割による承 継 承継資産 承継負債 (注) 4	1,313,592 834,600	-	-
				当社銀行借入に 対する債務被保証 (注) 5	794,950	-	-
子会社	ファイナンシャル・ジャパン株式会社	(所有) 直接 100.0	債務被保証、経営支援等	当社銀行借入に 対する債務被保証 (注) 5	674,950	-	-
				経営支援料の受取 (注) 2	12,828	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 経営支援料は、経営を支援するための契約に基づき決定しております。
 3. 経営管理、運営管理に係る業務については、役務提供に対する費用等を勘案し決定しております。
 4. 詳細は、「連結注記表 7. 企業結合等に関する注記」に記載のとおりです。
 5. 債務被保証については、保証料の支払は行っておりません。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

8. 企業結合等に関する注記

連結注記表の「7. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	561円24銭
1株当たり当期純損失	16円07銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社エーエージェント I Gホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 山 卓 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エーエージェント I Gホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーエージェント I Gホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社エーエージェント I Gホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 山 卓 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーエージェント I Gホールディングスの2025年7月1日から2025年12月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2025年12月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2025年7月1日に株式移転により株式会社エージェント・インシュアランス・グループの完全親会社として設立されたことから、当社の連結計算書類は株式会社エージェント・インシュアランス・グループの連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、2025年1月1日から2025年6月30日までの株式会社エージェント・インシュアランス・グループの事業内容と連結計算書類も監査の対象といたしました。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

株式会社エージェントIGホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 長 島 芳 明 ㊟
(社外取締役)

監査等委員 橘 内 進 ㊟
(社外取締役)

監査等委員 二 木 洋 美 ㊟
(社外取締役)

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上